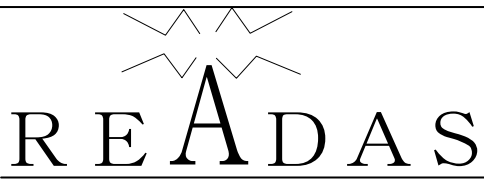


第 4588 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年10月12日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 飲食交際費の損金算入要件

**Q**：得意先との飲食交際費で5千円以下のものは、一定の要件の下で損金になるそうですが、どのような要件なのですか？

**A**：一定の事項を記載した書類の保存が必要です。

### 【解説】

租税特別措置法では、飲食その他これに類する費用として支出する金額のうち、1人当たり5千円以下のものは、一定の要件の下、交際費等に含めないこととなっています。

ただし、専らその法人の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費（社内飲食費）は、対象から除かれます。

一定の要件とは、飲食その他これに類する行為（飲食等）のために要する費用について、次の事項を記載した書類を保存していることが必要とされます。

- ①その飲食等のあった年月日
- ②その飲食等に参加した得意先、仕入先、その他事業に関係ある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③その飲食等に参加した者の数
- ④その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地  
(注)店舗を有しないことその他の理由によりその名称又はその所在地が明らかでない場合は領収書等に記載された支払先の氏名もしくは名称、住所もしくは居所又は本店もしくは主たる事務所の所在地を記載する。
- ⑤その他参考になるべき事項

